



## 進むフィンテック

### — 金融サービス仲介業の創設 —

永沢 裕美子 Nagasawa Yumiko

フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人

金融審議会委員や国民生活センター ADR特別委員を務めた後、消費者庁消費者教育推進会議委員、金融審議会市場WG委員、金融広報中央委員会・金融経済教育推進会議委員などを務める。(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長

2020年6月に「金融商品の販売等に関する法律(金融商品販売法)」が改正され、法律の名称が「金融サービスの提供に関する法律(金融サービス提供法)」となり、新しく**金融サービス仲介業**が創設されました。

これまで、銀行分野には銀行法、証券分野には金融商品取引法、保険分野には保険業法があり、それぞれの分野で仲介業を行うには個々に許可ないしは登録を行う必要がありましたが、改正法の施行後は、創設された金融サービス仲介業への登録1つで、銀行・証券・保険すべての分野の商品やサービスを仲介(媒介)<sup>\*1</sup>できるようになります。改正法の施行は公布から1年半以内とされており、早ければ2021年夏には金融サービス仲介業という新業態が登場する見通しです。

### ねらいはワンストップの 金融フルサービスの実現

金融サービス仲介業創設の背景として、近年の急速な情報通信技術の発展によって、オンラインによる金融サービスの提供が可能となってきたことが挙げられます。

金融機関の垣根を越えてさまざまな商品やサービスを1つの場に並べ、利用者が横断的に比較検討し利用できるワンストップサービスの

提供は以前より強く望まれていましたが、その実現は遅々として進んできませんでした。ところが、近年、わが国でもフィンテックと呼ばれる動きが具体化し加速してきました。例えば、「家計簿アプリ」<sup>\*2</sup>が若い世代を中心に急速に普及していますが、スマホ等の端末上で、日々の買い物の記録をまとめて家計を管理したり、複数の金融機関で行っている金融取引を統合して資産を管理したりすることが可能となりました。そして、次の展開として期待されているのが、こうしたアプリを通じたワンストップでの横断的な金融サービスの提供です。金融サービス仲介業の創設によって、1つの登録で分野をまたいだ仲介サービスを横断的に提供することが可能となったのです。

2019年に金融サービス仲介業の創設を審議した金融庁の作業部会<sup>\*3</sup>の席上では、家計簿アプリ等を入り口にして、送金や決済だけでなく、投資信託の買付・解約や保険契約、ローンの申し込み等、金融取引にかかるさまざまな手続きがスマホ上で完結する近未来図が紹介されており、金融分野の成長戦略の重要な柱の1つと位置づけられていることがうかがえます。今後、フィンテック・ベンチャーや異業種からの新規参入が期待され、金融業界の勢力図が大きく変わる可能性も指摘されています。

\*1 一般に、「仲介」とは、他人のためにある事項について代理または媒介することと解されているが、金融サービス仲介業の仲介行為として「代理」は認めないとされた。なお、「代理」は、仲介業者(代理人)の意思表示によって契約当事者の間に直接法律効果が帰属する法律行為であるのに対し、「媒介」は、他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為であるという違いがある

\*2 ウェブ版「国民生活」2018年3月号「フィンテックで変わる家計管理」参考

\*3 金融庁 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」

## 規制緩和のポイントは 所属制の廃止

金融サービス仲介業の創設に当たり、3つの規制緩和が行われました。第一は、冒頭で紹介した、1つの登録で銀行・証券・保険のすべての分野の商品やサービスの仲介ができるという、参入規制の緩和です。信用金庫、労働金庫、農協などの協同組織金融機関や貸金業者のサービスの仲介も可能となっており、日常生活上のさまざまな金融取引のニーズにワンストップで応えることができる制度設計となっています。

第二に、一定の要件(体制整備等)を満たしている場合は、2017年の銀行法改正により創設された「電子決済等取引代行業」を、銀行法上の登録手続きなく行うことができることになりました。電子決済等取引代行業は、家計簿アプリなどのサービスを提供するフィンテック企業等に規制を課すために創設された業であり、金融サービス仲介業への参入者はこの業を併せ営むことが想定されています。

第三に、既存の仲介業に義務づけられている「所属制」を金融サービス仲介業では必須としないことになりました。所属制とは、仲介業者に特定の金融機関への所属を義務づけるもので、所属先の金融機関が提供する金融商品等の勧誘や説明に関して、所属先金融機関の指導を受けなくてはならないという制度です。既存の仲介業者は、このような制約を受ける代わりに、顧客との間でトラブルが生じ、損害賠償をしなくてはならなくなった場合には、所属先金融機関が代わって賠償することになっています。利用者保護のために用意された制度ともいえます(図1左)が、複数の金融機関に所属する場合は、所属先ごとに金融商品やサービスの説明等を変える必要があるため、仲介業者の負担が大きく、結果的に、ワンストップサービスの提供を阻害する要因ともなってきました。そこで、分野を越えて複数の金融機関とつながることを前提とする金融サービス仲介業では、所属制を必須とし

ないことが決定されました。

## 所属制に代わる 新たな利用者保護

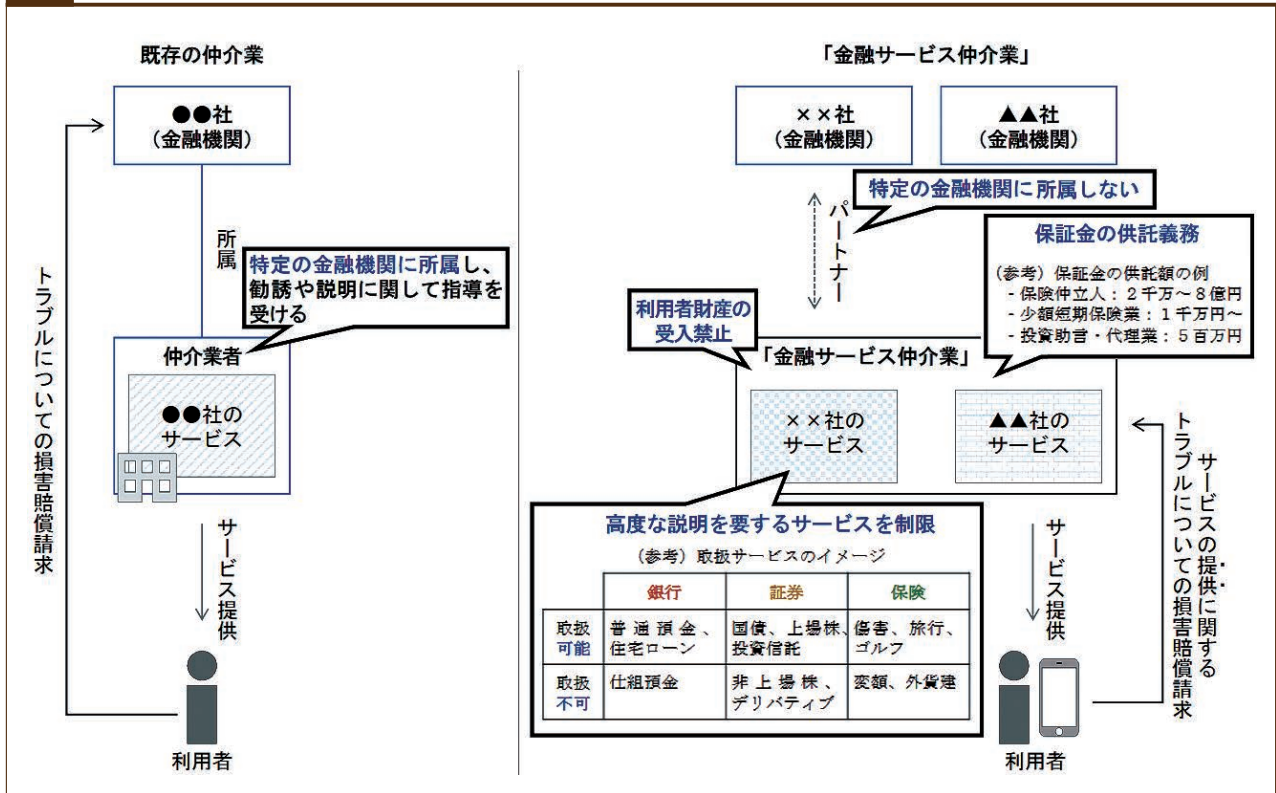
金融サービス仲介業者と金融機関との関係は、「所属」ではなく「パートナー」と形容されており、業態をまたいで複数の金融機関と連携することが想定されています(図1右)。利用者にとって、ワンストップでさまざまな金融機関の多種多様な金融商品を横断的に比較し取引ができることから、利便性の向上が期待されます。一方、既存の仲介業と異なり、仲介サービスの提供に関するトラブルにかかわる損害を、金融機関が仲介業者に代わって賠償することはありません。当該仲介業者に賠償する資力がない場合は利用者が不利益を受けてしまいます。そこで、改正法では、所属制に代わる新たな利用者保護として、次のような規制を設けることになりました(図1右)。

- (1) 取り扱うことができる商品・サービスについて、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものは含めないとする制限
- (2) 保証金の供託義務
- (3) 利用者財産の「受入禁止」

詳細は、今後定められる政省令で規定されますが、(1)については、過去に発生した金融分野の消費者トラブルの多くが、複雑なしくみの商品・取引に関する説明不足や顧客の理解不足に起因していたことに鑑み、金融サービス仲介業者が取り扱える商品等は、専門的な説明を必要としないシンプルなものに限定されることになりました。例えば、仕組預金、デリバティブ取引や信用取引、変額保険等は取扱不可、投資信託についても、デリバティブ取引を組み込んだ複雑なしくみのものは取扱不可となる見通しです。

前述のような利用者保護の手当てが用意されたとはいえ、金融サービス仲介業者のシステム障害等が原因で損害が発生した場合に、金融機

図1 利用者保護のための主な規制



関が代わって損害賠償をしてくれるという制度にはなっていないことに留意が必要です。利用者は、連携する金融機関の数や取扱商品・サービスの多様性、利用料といった利便性に目が行きがちですが、財務内容(資力)をしっかりとチェックすることも必要です。

## 金融機関から受け取る手数料等の開示

金融サービス仲介業においては、利用者保護のために必要な規制が、銀行・証券・保険のそれぞれの分野で異なることを踏まえ、すべての分野に適用となる「共通規制」と「分野に応じた規制」の2本立てで整備が行われることになりました。金融庁がその規制のあり方として示したイメージ図が図2です。

金融仲介サービス業に固有の規制として注目されるのが「金融機関から受け取る手数料等の開示」です。導入の背景として、かねてより金融庁の審議会等において、仲介業者は、顧客に

適した商品が複数ある場合に、顧客にとって最善の利益より、自分の利益(自身が金融機関から受け取る仲介手数料)の多寡に基づいて商品を顧客に紹介することが考え得るとの指摘が出るなど、その中立性が問題となっていたことが関係しています。前述の作業部会では、仲介業者が真に顧客のために行動するよう仕向けるための方法として、イギリスにならない、顧客からのみ報酬等を受け取ることができるという規制を導入してはどうかとの提案も出ました。しかし、新たに創設される金融サービス仲介業では、さまざまなビジネスモデルの展開や新規参入を促すべきとの意見が強く、結論としては、中立性確保の方策として「金融機関から受け取る手数料等の開示」という間接的な方法が選択されました。

なお、この情報の開示は現時点(2021年1月)では「顧客が求めた場合」とされています。情報開示の義務づけは事業者の負担になるという意見もありますが、合理的な判断をしたいと考え

図の典拠：金融庁「金融サービスの利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」説明資料より

図2 金融サービス仲介業の規制

	<b>銀行分野</b> [預金受入・貸付・為替取引]	<b>証券分野</b> [有価証券売買・投資信託直販]	<b>保険分野</b> [保険引受]
<b>共通の規制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健全かつ適切な運営を確保するための措置（顧客に対する情報提供、顧客情報の適正な取扱い等）</li> <li>○ 誠実義務</li> <li>○ 金融機関から受け取る手数料等の開示</li> <li>○ 名義貸しの禁止</li> <li>○ 標識の掲示</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>		
<b>分野に応じた規制</b>	+	+	+
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情実融資の媒介の禁止</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>※ 金融サービス仲介業者が貸金業者の貸付を媒介する場合について、誇大広告禁止や取立て行為規制を措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ インサイダー情報を利用した勧誘の禁止</li> <li>○ 損失補填の禁止</li> <li>○ 顧客の注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己契約の禁止</li> <li>○ 告知の妨害の禁止</li> <li>○ 不適切な乗換募集の禁止</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>※ 上記のほか、監督規定や、認定金融サービス仲介業協会及び裁判外紛争解決制度に関する規定を整備</p>			

る利用者にとって、仲介業者が利用者と金融機関のどちらからどのような報酬等を得るのかという情報は、仲介業者を選択するうえで重要な情報でしょう。また、利用者や市場からのチェックが機能してこそ、金融サービス仲介業への信頼が確保され向上するとも考えられます。手数料に関する情報開示のあり方について、さらなる議論・検討を期待したいと思います。

## 顧客への説明は金融サービス仲介業者と金融機関が役割分担

既存の仲介業者に課されている規制が、金融サービス仲介業者にも課されます。特に、顧客情報の取り扱いが既存の仲介業と同等以上の規制が課されているといえます。例えば、仲介業務を通じて取得した顧客に関する非公開情報を、顧客の事前の同意なく兼業業務に用いたり、親子法人等に提供することの禁止に加えて、仲介業務を行う分野間、例えば、銀行分野の仲介業務で取得した顧客情報を、証券や保険の分野の仲介業務で利用することが禁止されました。

一方、顧客への情報提供については、契約に至る一連の過程で、金融機関・仲介業者のいずれか

が十分な説明を行えば足りるとされました。書面交付や説明・情報提供の役割分担を顧客に明示することが義務づけられる見通しですが、実際にスタートして以降、金融機関と金融サービス仲介業者との連携・役割分担がどのように機能するのかなどを注視していく必要があります。

## 認定金融サービス仲介業協会に期待される役割

金融サービス仲介業には「所属制」が採用されないことを踏まえれば、自主規制や紛争解決手続きが整備されることが、利用者保護の観点から強く望まれます。現在、自主規制を担う「認定金融サービス仲介業協会」の設立に向けて、一般社団法人 FinTech 協会、一般社団法人電子決済等代行業者協会、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会の3団体が協働して準備を進めています。金融サービス仲介業が利用者から支持され普及するためには、利便性の向上だけでなく、安全・安心に利用できるという信頼が不可欠です。新たに創設される協会ならびに会員となる事業者には、利用者保護を最優先に考え、制度整備を進めることを期待します。